

指定訪問介護事業 「ヘルパーほほえみ」 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人同胞互助会（以下、事業者という。）が開設する指定訪問介護事業所「ヘルパーほほえみ」（以下、事業所という。）にて行う指定訪問介護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護研修の修了者（以下、訪問介護職員等という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問介護事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止を目指す。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定訪問介護事業は、当該事業所において同時に行う指定介護予防訪問介護の事業と一体的に運営する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 名称 | ヘルパーほほえみ |
| (2) 所在地 | 東京都昭島市田中町 2-25-3 |

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 2名以上（介護福祉士）

サービス提供責任者は、サービス利用の申込みにかかる調整、利用者の状況の把握、居宅支援事業者との連携、訪問介護職員等に対する援助の目的や内容の指示、業務の管理並びに技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。

- (3) 訪問介護職員

常勤換算 2.5名以上（サービス提供責任者を含む）

訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。またサービス提供責任者からの伝達事項を受けるとともに、サービス提供後は、利用者の状況をサービス提供責任者に報告する。

- (4) 事務員 2名（訪問介護職員兼務）

事務員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間、サービス提供等)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日 ただし年末年始(3日間)を除く。
- (2) 営業時間 月曜日から土曜日・祝日 午前9時～午後6時
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

2 指定訪問介護の提供は、次のとおりとする。

- (1) 提供日 月曜日～日曜日及び祝日、ただし年末年始(3日間)は休みとする。利用者の状況によりサービス提供が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 提供時間 午前6時～午後10時

(サービスの内容及び利用料等)

第6条 事業者は、居宅サービス計画に沿って作成された訪問介護計画に基づき、サービスを提供する。具体的なサービス内容は、別紙1のとおりとする。

- 2 訪問介護計画(以下、計画という。)は、利用者にその内容を説明し同意を得て作成することとする。また作成した計画は、文書で利用者に交付するものとする。
- 3 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割を利用者の負担とする。具体的なサービス料金については、別紙2のとおりとする。
- 4 第7条に定める通常の業務の実施範囲を超えて行う指定訪問介護の提供に要した交通費は、その実費を利用者から徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル当たり10円とする。
- 5 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の業務の実施範囲)

第7条 通常の業務の実施範囲は、昭島市内とする。

(緊急時の対応)

第8条 事業者及び訪問介護職員等は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じる。

(内容および手続きの説明及び同意、契約)

第9条 利用者へのサービス提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に、この運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い利用者の同意を得た上で、契約を締結するものとする。

(職員研修・委員会の設置)

第10条 事業所は、次のとおり、訪問介護職員等の資質の向上を図るための研修の機会を設けることとし、また定期的な委員会を開催し業務体制を整備する。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| (2) 継続研修 | 年に1回以上 |
| (3) 高齢者虐待防止研修 | 年に1回以上 |
| (4) 感染症研修・訓練 | 年に各1回以上 |
| (5) 業務継続計画研修・訓練 | 年に1回以上 |
| (6) 認知症研修 | 年に1回以上 |
| (7) ハラスメント対策研修 | 年に1回以上 |
| (8) 接遇マナー研修 | 年に1回以上 |
| (9) 倫理と法令遵守研修 | 年に1回以上 |
| (10) プライバシー保護研修 | 年に1回以上 |
| (11) 熱中症・食中毒予防研修 | 年に1回以上 |
| (12) 事故対応再発防止研修 | 随時開催 |

(苦情処理)

第11条 事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

担当者 サービス提供責任者

(秘密保持)

第12条 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らさない。

- 2 事業者は、利用者又は利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を利用しない。
- 3 本条各項の事項は、契約終了後も継続する。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

担当者 サービス提供責任者

- 2 事業者は、サービスの提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、速やかに利用者に対しその損害を賠償する。

(業務継続計画に向けた取り組みに関する事項)

第14条 事業者は、非常災害・感染の事態に備え、業務継続計画を作成します。必要な介護サービスが継続的に提供できるよう研修や訓練を実施する。

また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

担当者 サービス提供責任者

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じる。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
担当者 サービス提供責任者

(感染症対策のための措置に関する事項)

第16条 事業者は、感染症及びまん延等に関する取り組みを徹底するため以下の措置を講じる。

- 2 感染症及びまん延防止の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 3 感染症及びまん延防止のための指針を整備する。²
- 4 従業者に対し、感染症及びまん延防止の為の研修と訓練を定期的実施する。
- 5 従業者に対し心身の状況の適宜確認を実施し、必要な対策を講じる。
担当者 サービス提供責任者

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第17条 事業者は、ハラスメント対策に関する取り組みを徹底するため以下の措置を講じる。

- 2 ハラスメントに対する方針を明確にし、従業者に対し周知・啓発する。
- 3 相談や苦情に対し適切に対応する体制の整備をする。
担当者 サービス提供責任者

(協議事項)

第18条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人同法互助会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(付則)

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

平成13年	7月1日	一部改訂
平成14年	7月1日	一部改訂
平成15年	4月1日	一部改訂
平成16年	3月1日	一部改訂
平成16年	6月1日	一部改訂
平成18年	4月1日	一部改訂
平成20年	4月1日	一部改訂
平成21年	4月1日	一部改訂
平成22年	5月1日	一部改訂
平成27年	4月1日	一部改訂
平成30年	4月1日	一部改訂
令和元年	10月1日	一部改訂
令和3年	4月1日	一部改訂
令和6年	4月1日	一部改訂
令和6年	6月1日	一部改訂

以上

(別紙 1)

サービスの内容 (運営規程 第6条1項)

(1) 身体介護が中心である場合

食事介助	声かけ・準備・配膳・姿勢確保・摂食介助・誤嚥防止・服薬介助・気分確認・後始末
入浴介助	体調確認・浴室準備・誘導・脱衣介助・浴槽介助・洗身介助・着衣・誘導・水分補給
排泄介助	トイレ介助・ポータブル介助・おむつ交換・声掛け・清潔介助・汚物処理・後処理
清拭 (全身)	物品準備・声掛け・各部着脱衣・各部清拭・全身状態観察・水分補給・物品後始末
体位変換	声かけ・全身状況確認・体位変換・安楽な姿勢確認・体調確認
移乗移動外出	車椅子等準備・声掛け・移乗介助・自立援助・移動介助・安全確認・外出介助
起床・就寝	声かけ・座位確保・移乗・気分確認・就寝準備・臥位確保・リネン類確認
服薬・整容介助	水準備・薬の確認・自立支援・服薬介助・確認・片づけ・爪切り等整容介助全般
自立生活支援	A D L の向上のための援助・全ての行為を利用者と一緒に行う。主に見守り・安全確保

(2) 生活援助が中心である場合

買い物等	日常品の買い物・薬の受け取り
調理	一般的な調理・配膳・後片付けのみの場合
掃除	居室内・トイレ・卓上等の清掃・ゴミ出し・準備後片付け・ベッドメイク・シーツ交換
洗濯等	洗濯・物干し・乾燥・取り入れ・収納・アイロン掛け・衣類整理・衣服補修

(別紙 2)

指定訪問介護利用料金、その他の費用（運営規程 第 6 条 2 項）

(1) 基本料金表と自己負担額

令和 6 年 4 月 1 日より適用／単位・円

時 間	身体介護が中心の場合				
	単位数	基本料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
2 0 分未満	179単位	1940円	194円	388円	582円
2 0 分～3 0 分未満	268単位	2905円	291円	581円	872円
3 0 分以上 1 時間未満	426単位	4617円	462円	924円	1386円
1 時間以上	624単位	6764円	677円	1353円	2030円
以降 3 0 分増すごとに	90単位	975円	98円	195円	293円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合上記身体介護の負担に下記を負担					
2 0 分	72単位	780円	78円	156円	234円
2 0 分～4 5 分未満	143単位	1550円	155円	310円	465円
7 0 分	215単位	2330円	233円	466円	699円
生活援助が中心の場合					
2 0 分以上 4 5 分未満	197単位	2135円	214円	427円	641円
4 5 分以上 6 0 分未満	242単位	2623円	263円	525円	787円

(注 1) 介護保険給付の範囲を超えたサービス利用料は、全額利用者負担とする。

(注 2) 早朝（6：00～8：00）、夜間（18：00～22：00）の場合は、上記料金の 25%増す。

(注 3) 厚生労働省基準による 2 人介助が必要な場合は、上記料金の 2 倍となる。

(注 4) 昭島市内の場合は、訪問するヘルパーの交通費は無料とする。なお、第 7 条に定める通常の業務の実施範囲を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を利用者から徴収する。自動車を使用した場合の交通費は、1 キロメートル当たり 10 円とする。

(注 5) 利用者の居宅でサービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担とする。

(注 6) 上記金額は、端数処理により 1 円の誤差がでる場合があります。

(注 7) 事業所と同一建物に対する減算に該当する場合（50 人未満）は上記単位数の 10%減となる。

(3) キャンセル料金

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料を徴収する。

① サービス提供予定日前日の18時までにご連絡のあった場合	無 料
② 上記の時刻までにご連絡のなかった場合	基本料金の50%

(4) 初回加算

初回サービス提供責任者訪問時に限り、200単位の加算を徴収させていただきます。

(5) 特定事業所加算Ⅱ

毎月総単位数の10/1000の加算を徴収させていただきます。

(6) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

毎月総単位数の224/1000の加算を徴収させていただきます。

(7) 緊急時訪問加算

緊急時提供責任者訪問に限り、100単位の加算を徴収させていただきます。

(8) 生活機能向上連携加算

生活機能向上の為に連携対応に限り、100単位の加算を徴収させていただきます。

(9) 口腔連携強化加算

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回50単位の加算を徴収させていただきます。